

愛媛県生活文化センター使用料条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>愛媛県生活文化センター使用料条例 昭和50年12月23日 条例第31号</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で規則で定める額に、当該使用のため特別に要したガス料金の実費額を加えた額とする。</p> <p>(1) 大広間の使用 1日につき 30,880円 (2) 洋室の使用 1室1日につき 19,160円 (3) 和室の使用 1室1日につき 4,000円 一部改正〔平成元年条例11号・3年7号・9年3号〕</p> <p>(使用料の納付時期)</p> <p>第3条 使用料は、センターの使用の前に納付しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めたものに対しては、後納させることができる。</p> <p>(使用料の減免)</p> <p>第4条 知事は、特に必要と認める者に対しては、その使用料を減免することができる。</p> <p>第5条・第6条 省略</p>	<p>愛媛県生活文化センター使用料条例 昭和50年12月23日 条例第31号</p> <p>(使用料の額)</p> <p>第2条 前条に規定する使用料(以下「使用料」という。)の額は、次の各号に掲げる使用の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の範囲内で規則で定める額に、当該使用のため特別に要したガス料金の実費額を加えた額とする。</p> <p>(1) 大広間の使用 1日につき 30,880円 (2) 洋室の使用 1室1日につき 19,160円 (3) 和室の使用 1室1日につき 4,000円 一部改正〔平成元年条例11号・3年7号・9年3号〕</p> <p>(使用料の納付時期)</p> <p>第3条 使用料は、センターの使用の前に納付しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めたものに対しては、後納させることができる。</p> <p>第4条・第5条 省略</p>